

【今号の内容】

- 平成29年度女性の活躍及びキャリア育成に関する研修参加助成金の申請書受付期限を延長しました！
- 年末一時金要求・妥結状況調査結果
- イクボスセミナーの開催
- 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度
- 家内労働委託状況届の提出は4月30日までです
- 労政とちぎ1月号（最終号）を発行しました

平成29年度女性の活躍及びキャリア育成に関する研修参加助成金の申請書受付期限を延長しました！

県では、県内中小企業を対象に、女性の活躍を推進するため従業員を研修に参加させる際の費用の一部を助成しています。

「管理職を目指す女性のための研修」や「女性の職域を拡大するための研修」などが助成対象です。

なお、平成29年度の申請書受付期限を、平成30年3月15日まで延長しましたので、是非御活用ください！

- 1 募集締切 平成30年3月15日
※研修開始10日前（土日祝日及び閉庁日を除く。）までに申請してください。
- 2 支給対象
女性の活躍を推進するために、従業員を研修に参加させる事業主
- 3 支給要件
 - ・ 常時雇用する従業員数が300人以下で、栃木県内に本社または主たる事業所があること。
 - ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」にかかる一般事業主行動計画を作成しているか、または、平成29年度中に策定予定であること。ただし、県の支援（事業主行動計画策定サポート事業）を受けて策定した場合には支給対象とはなりません。 など※ 詳しくは下記のホームページで御確認ください。
- 4 支給条件
 - 1) 支給対象経費 研修及び研修で使用する教材費

- 2) 支給率 1/2
- 3) 支給上限 18万円/企業
 - ① 教育機関へ従業員を派遣する場合
1人あたり6万円上限で助成
 - ② 中小企業が自ら企画し研修を実施する場合【H29新規】
1企画あたり6万円上限で助成

申込方法等の詳細はこちら(↓)をご覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/kensyuusankajyoseikin.html>

年末一時金要求・妥結状況調査結果

県では、県内事業所の一時金に関する要求、交渉及び妥結状況等を把握し、労使関係の安定に資することを目的に、年末一時金要求・妥結状況を毎年、集計しています。

- ・調査対象 250労働組合(県内民間・常用労働者数5人以上)
- ・集計労組 141労組(平成29年12月28日までに有効回答があった労働組合)
- ・妥結状況 全産業平均(加重平均)
720,672円・2.46月 前年比:▲10,859円・+0.01月
(745,482円・2.52月 前年比: +4,813円・+0.05月)
※()内は前年と比較可能な109労組の結果

詳細はこちら(↓)を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/chingin/tyousa-index.html>

イクボスセミナーの開催

とちぎ男女共同参画センターでは、「イクボスセミナー」を次のとおり大田原市で開催いたします。
是非御参加ください。

- 1 日時 平成30年2月16日(金) 15:00~17:00
- 2 テーマ サイボウズはいかにして100人100通りの働き方を実現したか
- 3 講師 サイボウズ株式会社
代表取締役社長 青野 慶久氏
- 4 場所 トコトコ大田原市民交流センター
大会議室(3F)

- 5 参加費 無料
- 6 参加対象 企業経営者、管理職の方、人事・総務部門担当者、興味のある方はどなたでも

申込方法等の詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c56/kouhou/ikubosuseminaa20170216.html>

特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度

厚生労働省では、労働者の仕事と生活の調和の実現や労働者の健康の回復を図るため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に加え、病気休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、裁判員休暇、犯罪被害者の被害回復のための休暇など、労働者個々の事情に対応しつつ、事業場等において労使の話し合いにより導入される休暇制度である「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度」の普及促進を図っています。

今般、この一環として、「犯罪被害者の被害回復のための休暇制度」及び「病気休暇」に係るリーフレット等が作成されました。是非、ご活用ください。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/material/category4.html#subcategory8>

家内労働委託状況届の提出は4月30日までです

家内労働者へ内職等を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

これは毎年4月1日現在の家内労働者数等について、労働基準監督署を経由して栃木労働局に届け出るものです。

用紙は最寄りの労働基準監督署、または栃木労働局ホームページからダウンロードできますので、労働基準監督署に4月30日までに提出してください。

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは、物品の提供を受け、他人を使わず自己ひとり、または同居の家族だけで物品の製造・加工に従事し、工賃を得ている人をいいます。

したがって、宛名書きのような事務の代行、ホームページの構築などの物の加工を伴わない委託は原則と

して該当しません。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話 028-634-9109）または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/topics/chingin/20160202kanairoudou.pdf>

労政とちぎ1月号（最終号）を発行しました

労政とちぎは、労使関係の安定及び労働者福祉の向上を促進するため、労働者の福祉や職業能力の開発・向上、労使関係の法制度の改正、技能五輪全国大会・全国アビリンピックなど、多岐にわたる労働に関する情報を提供する労働情報誌です。

是非ご覧ください。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/documents/rouseitochigi.html>

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

その際には、件名に「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信」配信停止と御記載ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225